

第2章 健康・福祉

—健やかで安心して暮らせる支えあい社会の構築—

私たちは、社会という人々のつながりの中で生きています。そのため、人権が尊重され、安心して暮らすことのできる社会を築くことが何よりも大切です。わが国では急速に少子高齢化※が進んでおり、本市においても10年後には、市民の5人に1人が65歳以上となることが予測されています。こうした構造的な変化の中で、だれもが住みなれた地域や家庭で、健康で生き生きと暮らしていくためには、互いに尊重しあい、支えあう社会をめざしていかなければなりません。

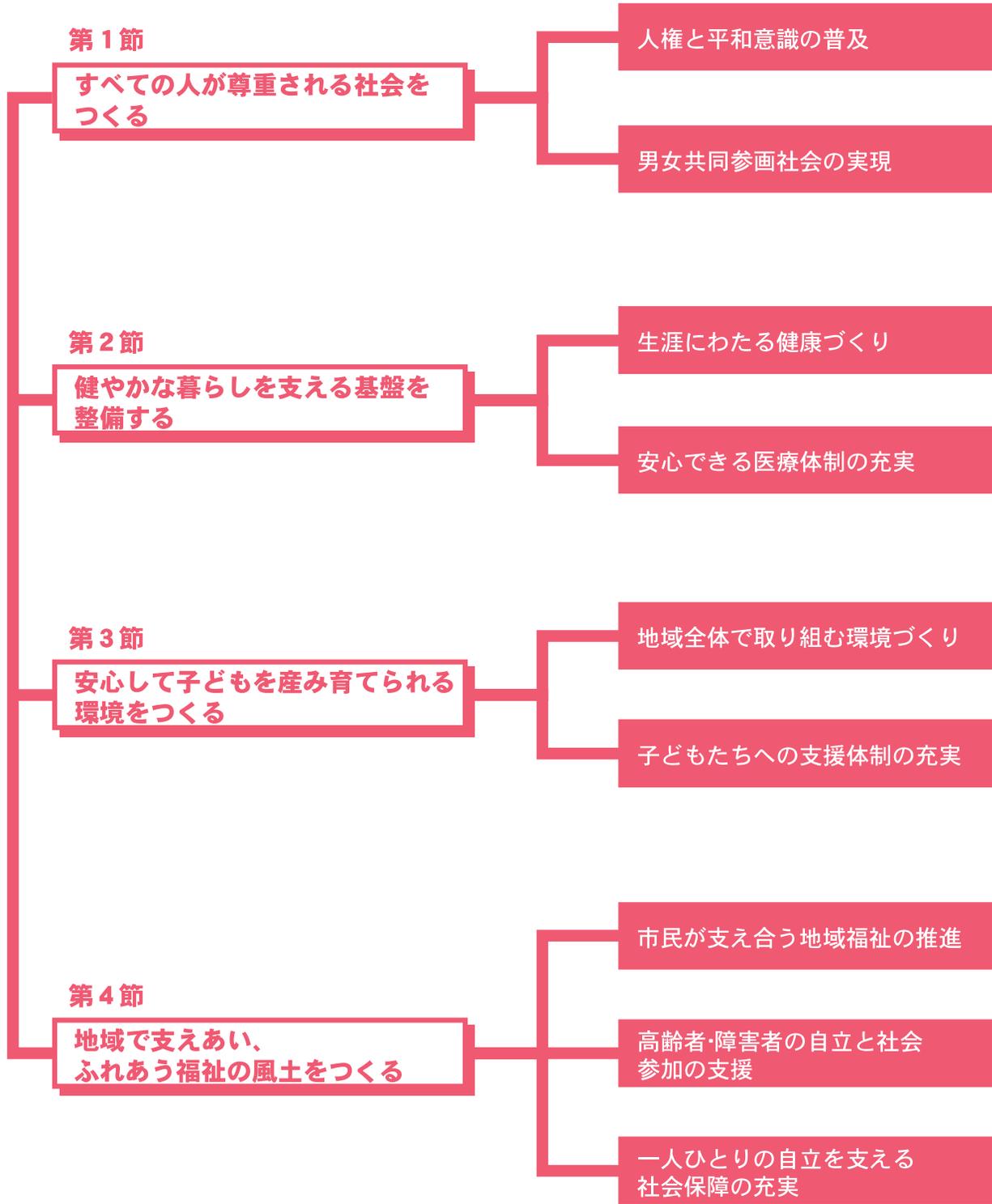
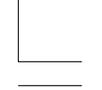
そこで...

一人ひとりが、互いに尊重し、個性や能力に応じて参加できる社会を築いていくために、人権や性差別などに対する意識を高めるとともに、高齢者や障害者の自立と社会参加を促進します。

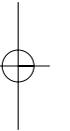
健康に関する意識が年々高まっている中で、だれもが生涯を通じて健康に過ごすことができるように、保健、医療の充実とともに自主的な健康づくりの支援を進めます。

未来を担う子どもたちを社会の宝と考え、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と、地域全体で子育てを支援するための意識づくりに取り組みます。

保健、医療、福祉分野の充実と連携を強化するとともに、市民一人ひとりの自発的な福祉活動への参加を促進し、みんながともに支え合う地域福祉を充実します。

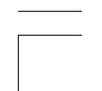
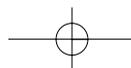


健康・福祉



※少子高齢化

子どもの数が減少する一方で、高齢者の人口が増加している現象をいう。労働力人口の減少や税と社会保障の国民負担増などにより、経済成長を阻害するとともに、地域社会の維持を困難にするのではないかと懸念されている。



第2章 健康・福祉 第1節 すべての人が尊重される社会をつくる

人権と平和意識の普及

【基本的な考え方】

だれもが人間らしく生きていくためには、一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会をつくることが不可欠です。

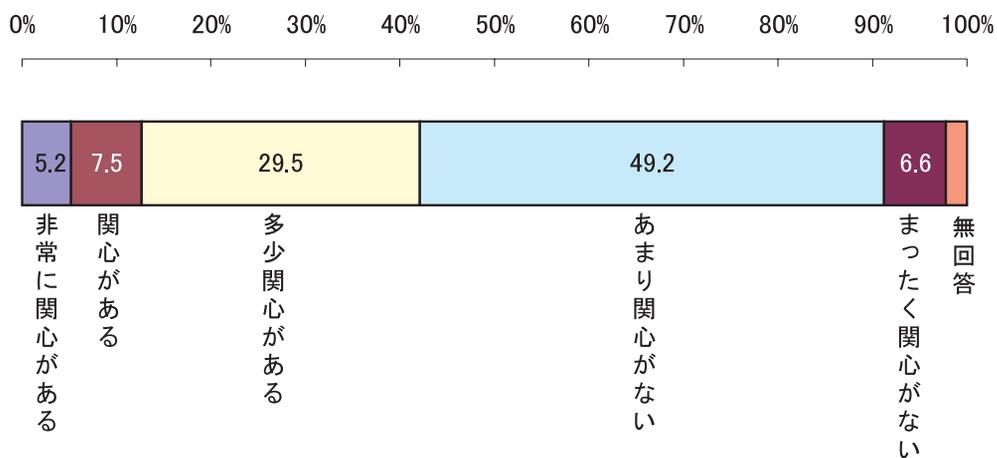
また、平和な社会のもとで安全が保障されなければ、安心して日常生活を送ることはできません。

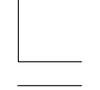
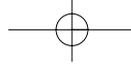
本市では、これまで「人権尊重都市宣言[※]」や「非核平和都市宣言[※]」などによって、お互いが相手の立場を思いやることができる豊かな人間関係を醸成し、だれもが安心して暮らせる平和な地域社会を目指してきました。

差別や争いのない社会を実現していくために、今後も「人権啓発推進指針[※]」に基づき、市民と行政が一体となって、人権尊重の精神を育むとともに、平和の尊さを学び、次代に継承していきます。

健康・福祉

人権問題に対する関心度
(H14年 市民意識調査)





施策の概要

人権教育・啓発の推進 2111

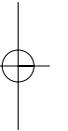
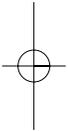
あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、推進体制を充実し、互いの人権を守り合える社会をつくります。

- (主な内容)
- ・人権啓発行事等の開催による意識啓発の推進
 - ・学習会や研修会などの人権教育の充実
 - ・人権教育推進協議会などの推進組織の充実

平和意識の普及 2112

世界の恒久平和のために平和の尊さを学ぶとともに、次世代へ継承していきます。

- (主な内容)
- ・平和に関する学習や啓発事業の促進
 - ・戦災に関する記録や記憶の保存と継承



【指標と目標】

| 指標 | 現状値 | 目標 (H24) |
|---------------------------|------------------|----------|
| 人権問題に関する学習会や研修会に参加した市民の割合 | 21.4% (H14年度) | 25%以上 |
| 人権啓発推進委員数 | 111人 (H14年度) | 1,000人以上 |

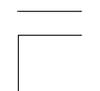
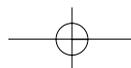
過去3年間に人権問題に関する学習会や研修会に参加したことの市民の割合

地域に根ざした人権・同和教育の推進を目的として、公民館単位などで市が委嘱する人権啓発指導者の人数

※人権尊重都市宣言
平成5年6月17日「人権尊重都市宣言」 松山市議会 議決。

※非核平和都市宣言
昭和58年3月18日「非核平和都市宣言」 松山市議会 議決。

※人権啓発推進指針
「みんなでつくろう 人権尊重日本一のまち～人にやさしい 人がやさしいまち 松山～」をスローガンに、全市民の人権が尊重されることを目標に市民と行政が一体となってあらゆる人権問題の解決に取り組むために策定された指針。



第2章 健康・福祉 第1節 すべての人が尊重される社会をつくる

男女共同参画社会の実現

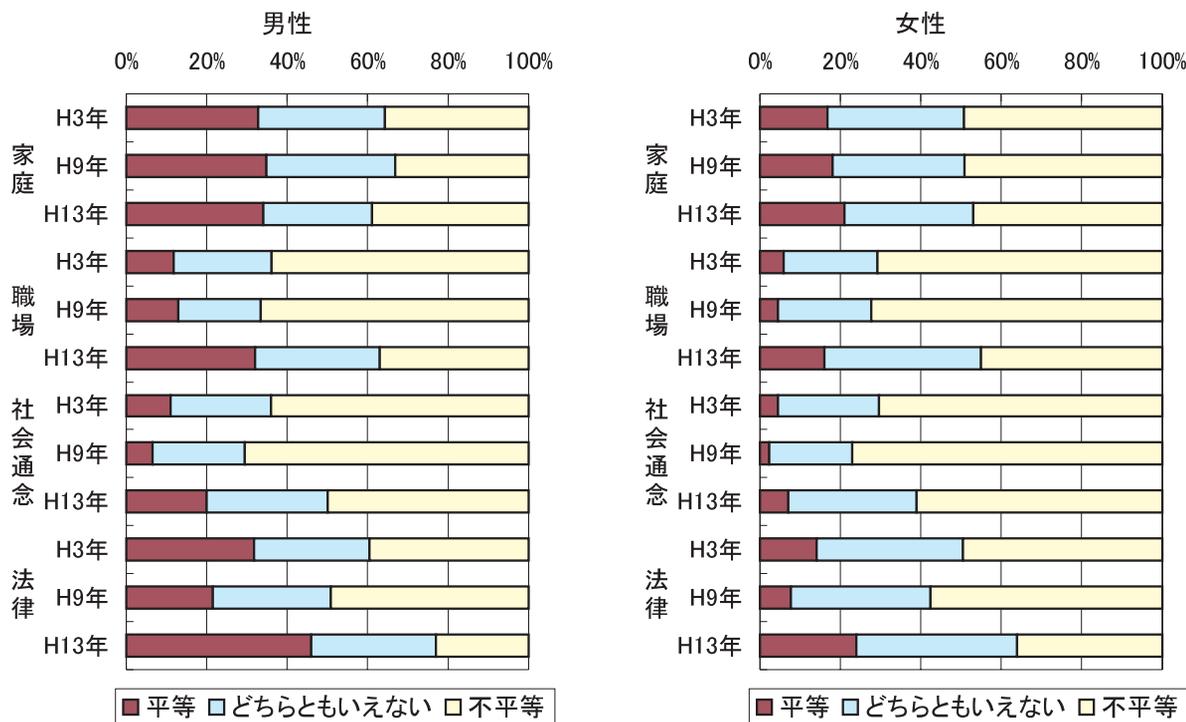
【基本的な考え方】

これまで男女平等の実現に向けた法律や制度が整備されてきましたが、性別による固定的な役割分担意識などから、慣習や慣行の中には、なお女性に対する差別や偏見が残っています。

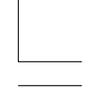
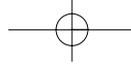
本市では、男女共同参画推進財団を中心に、男女共同参画推進プラン※に基づき、女性の社会参画に向けた支援や男女平等意識の醸成に努めるなど、さまざまな取り組みを行ってきました。

今後も、個人の尊重や男女平等意識のより一層の定着を図るとともに、男女が対等なパートナーとして、家庭や地域など社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮できる環境づくりを進めます。

男女平等に関する市民意識



資料:男女共同参画に関する市民意識調査(男女共同参画推進財団)



施策の概要

男女共同参画に向けた意識づくり 2121

固定観念や性別による役割分担意識を払しょくし、女性の人権の確立と擁護を図ります。

- (主な内容)
- ・意識啓発に向けた講座や研修会などの充実
 - ・情報提供や相談機能の充実

男女共同参画の推進 2122

男女が対等に社会のあらゆる分野に共同参画し、能力を発揮できる環境整備に努めます。

- (主な内容)
- ・政策決定の場への女性の参画拡大
 - ・市民活動への共同参画の促進
 - ・男女の自立を目指した能力開発の促進
 - ・子育てや介護の支援



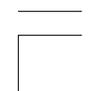
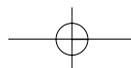
【指標と目標】

| 指 標 | 現状値 | 目標 (H24) |
|--------------|------------------|----------|
| 審議会などへの女性登用率 | 18.8% (H14年度) | 40%以上 |

松山市が設置する各種審議会・委員会などの女性委員の割合

※男女共同参画推進プラン

あらゆる場における実質的な男女平等を達成し、男女がともにつくる社会を目指して、松山市が取り組むべき施策の基本的方向を定めた計画。



第2章 健康・福祉 第2節 健やかな暮らしを支える基盤を整備

生涯にわたる健康づくり

【基本的な考え方】

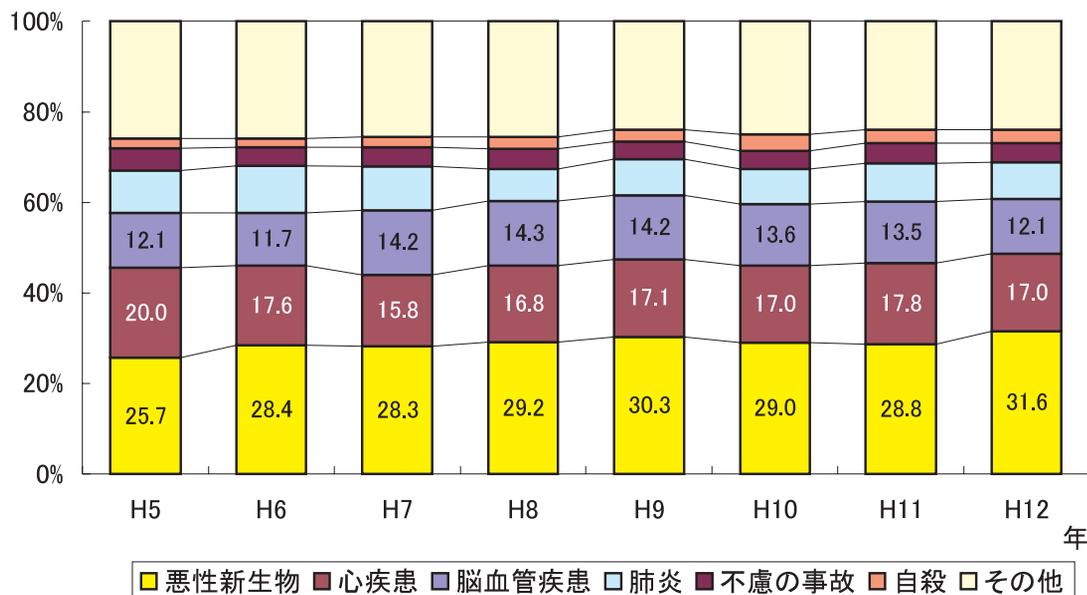
わが国は、医療技術の発達や衛生環境の充実などにより、世界有数の長寿国となりましたが、充実した人生を送るためには、何よりも生涯を通じて、心身ともに健康であることが大切です。

そのためには、自分の健康は自分で守ることを基本に、日ごろから積極的に健康づくりに取り組むことが必要です。

そのため、市民一人ひとりが生涯にわたって心と体の健康を保持、増進することができるように、「松山市ヘルスプロモーションプラン～健康ぞなもし松山～※」に基づき、一次予防に重点を置いた施策を展開し、生活習慣病※の予防や日々の健康づくりを支援します。

健康・福祉

死因別死亡割合



する

施策の概要

自発的な健康づくりの支援 2211

一人ひとりに適した健康増進のための指導や意識啓発を進め、生涯健康づくりを支援します。

- (主な内容)
- ・健康づくりの場や機会の充実
 - ・生活指導の充実
 - ・心の健康づくりの支援

保健・予防の推進 2212

健康診査の充実など主体的な健康管理を支援する保健・予防を推進します。

- (主な内容)
- ・健康診査の充実
 - ・予防接種の推進
 - ・感染症・難病対策の充実
 - ・サービス提供体制の整備

【指標と目標】

| 指 標 | 現状値 | 目標 (H24) |
|-------------|--------------------|--------------------|
| 各種保健事業の参加者数 | 35,326人 (H13年度) | 85,000人 (H23年度) |

松山市が実施する健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導事業への参加者数

※松山市ヘルスプロモーションプラン～健康ぞなもし松山～

平成13年に策定した10カ年の計画で、健康寿命を延伸し、真に健やかな老後を送るために若い世代から健康づくりに積極的に取り組むことを主な目的として、生活習慣病などを予防する一次予防に重点をおいた施策の展開と、市民とともに健康づくりのための社会環境を整備することとしている。

※生活習慣病

高血圧や糖尿病など生活習慣（日常の食事や運動不足、飲酒、喫煙など）に起因する慢性疾患。

第2章 健康・福祉 第2節 健やかな暮らしを支える基盤を整備

安心できる医療体制の充実

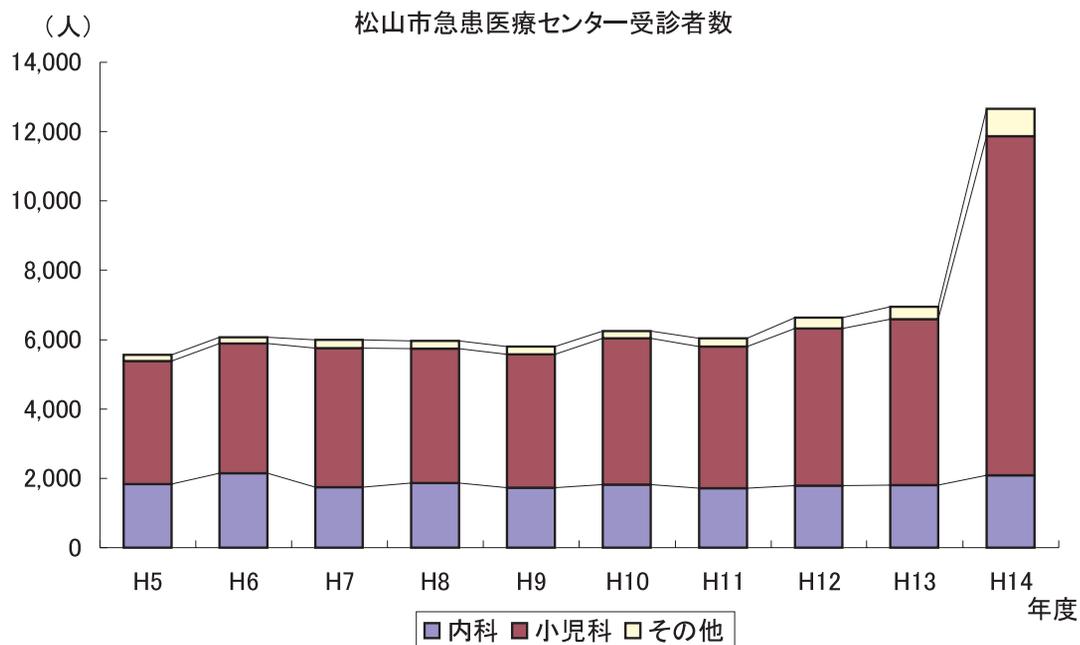
【基本的な考え方】

高齢化の進展やライフスタイルの変化に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、三世帯家族の減少など、世帯の小規模化や高齢化が進んでいます。

そのため、家族による看護や応急手当など家庭医療の機能の低下や、医療機関への依存の高まりなど、医療に対するニーズが増大、多様化し、いつでも必要な医療が受けられる充実した体制が求められています。

そのため、医療関係機関との連携のもと、身近な地域で日ごろから安心して医療が受けられるとともに、緊急時には適切かつ迅速に高度な医療が提供される体制づくりを進めます。

健康・福祉



する

施策の概要

地域医療体制の充実 2221

必要とする医療を身近な地域で安心して受けられるように、医療機関への立入り検査や医療機関相互の連携を促進します。

- (主な内容)
- ・病院や診療所などの医療機関の機能分担や連携の促進
 - ・医療機関への立入り検査
 - ・かかりつけ医の普及啓発

救急医療体制の充実 2222

休日や夜間においても、症状に応じて救急医療を受けることのできる医療体制を構築し、不安の解消に努めます。

- (主な内容)
- ・救急医療提供体制の整備充実
 - ・小児救急医療体制の充実
 - ・救急医療の適正な受診の啓発

【指標と目標】

| 指 標 | 現状値 | 目標 (H24) |
|---------------------------|---------------|----------|
| 小児科の初期救急医療を受けられる時間割合 (年間) | 74.5% (H14年度) | 84.4% |

初期救急医療は、軽症者への医療提供を行うとともに、患者を症状の程度に応じて適切な医療機関へつなぐ役割を持っています。